

# 姫路市新美化センター建設候補地選定の考え方



## 5. 三次選定

三次選定は、「周辺環境への配慮」、「合意形成」、「経済性」の視点から評価項目を設定し、候補地の評価を行います。

評価基準は、三次選定の目的が相対評価であることを鑑み、二次評価でも実施した3段階評価に加えて、数値で評価できる項目については、最も好条件となっている候補地の得点が満点となり、その他の候補地は最も好条件となっている候補地との比例計算によって得点を算出する「定量相対評価」を行います。

三次選定における評価項目、配点、評価基準

評価の視点	評価項目	配点	評価基準		
			A	B	C
周辺環境への配慮	住宅との距離*	10	<定量相対評価> (配点) × 当該候補地の値 (m) / 最も距離が遠い候補地の値 (m)		
	教育・医療福祉施設との距離*	10	<定量相対評価> (配点) × 当該候補地の値 (m) / 最も距離が遠い候補地の値 (m)		
	通学路への配慮	10	50	通学路への配慮が不要 迂回等で対処が可能	ガードレールや歩道の設置等通学路への配慮が必要
	繁華街及び住居地域の通過の有無	10	繁華街や住宅街を通過しない	迂回等で対処が可能	繁華街や住宅街の通過が避けられない
	周辺道路の混雑度	10	混雑度 1.25 未満	混雑度 1.25 以上～1.75 未満	混雑度 1.75 以上
合意形成	他市町村との距離*	10	<定量相対評価> (配点) × 当該候補地の値 (m) / 最も距離が遠い候補地の値 (m)		
	土地所有者数	10	<定量相対評価> (配点) × 最も人数が少ない候補地の値 (人) / 当該候補地の値 (人)		
経済性	用地取得費	10	各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の 1/3 未満に該当する	各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の 1/3 以上、2/3 未満に該当する	各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の 2/3 以上に該当する
	想定される用地整備費	10	<定量相対評価> (配点) × 最も用地整備費が低い候補地の値 (円) / 当該候補地の値 (円)		
	収集運搬に係る総走行距離	10	<定量相対評価> (配点) × 最も距離が短い候補地の値 (m) / 当該候補地の値 (m)		

\*距離が 1,000m 以上の場合は満点とします。

## 6. 優先候補地の選定

各候補地の三次選定の得点合計を総合点として算出し、総合点が高い候補地を優先候補地とします。

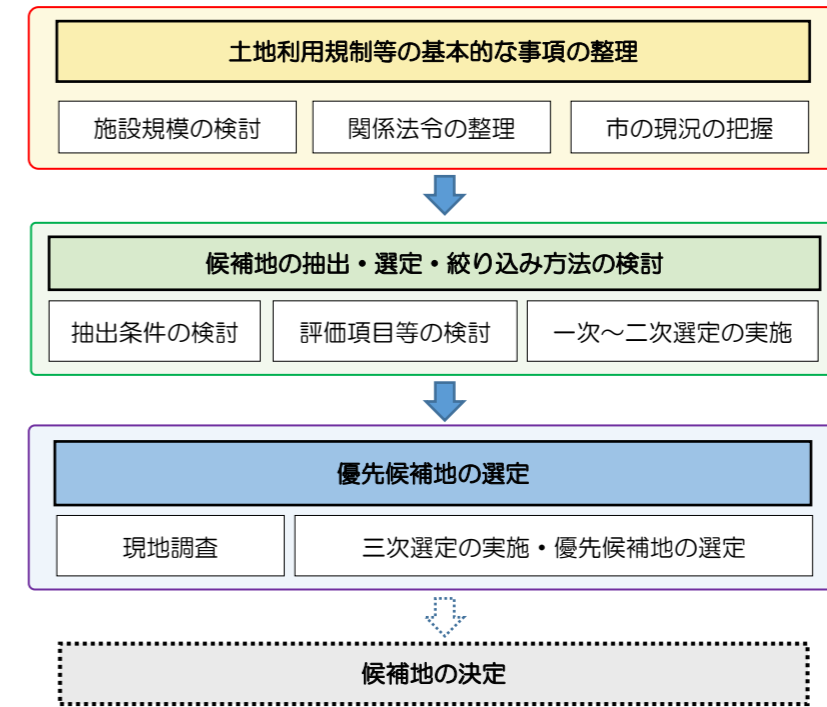
三次選定結果を基にした優先候補地の選定イメージ

評価項目 (三次選定)	候補地名					
	候補地①	候補地②	候補地③	候補地④	候補地⑤	
周辺環境への配慮	住宅との距離	3.2	8.2	1.5	7.1	10
	教育・医療福祉施設との距離	10	6.5	8.1	2.2	8.7
	通学路への配慮	0	5	10	10	10
	繁華街及び住居地域の通過の有無	0	5	10	5	10
	周辺道路の混雑度	5	5	10	5	5
合意形成	他市町村との距離	0	8.2	7.5	8.8	10
	土地所有者数	7.0	4.0	7.0	10	4.0
経済性	用地取得費	10	5	5	0	10
	想定される用地整備費	7.8	6.7	7.2	7.7	10
	収集運搬に係る総走行距離	7.1	4.5	10	8.2	4.0
総合点	50.1	58.1	76.3	64.0	81.7	
順位	5	4	2	3	1	

優先候補地

## 1. 建設候補地の選定フロー

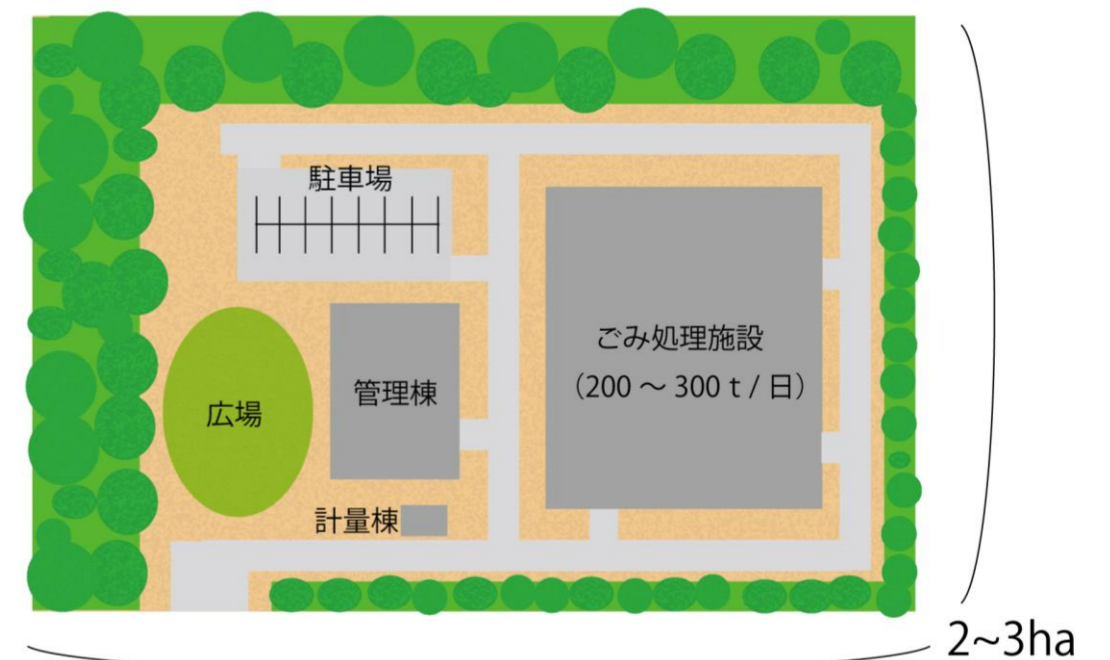
新美化センター建設候補地の選定は以下のフローに基づいて実施します。



新美化センター建設候補地選定フロー

## 2. 施設規模及び施設面積の算定

「姫路市一般廃棄物処理基本計画」(平成 30 年 3 月 姫路市) や災害廃棄物処理の必要性から、新美化センターの施設規模(処理能力)は、200～300 t/日と想定されます。また、必要面積は 2～3ha 程度を想定しています。



イメージ図

### 3. 一次選定

#### (1) ネガティブマップの作成

候補地に相応しくないと考えられる法的制約条件及び物理的制約条件を設定し、制約条件に該当すると判断された地域を候補地抽出の除外エリアとしてネガティブマップを作成します。

ネガティブマップ作成条件

分類		調査項目
法的制約条件	河川保全区域等の指定状況	水域、河川区域
		河川保全区域、海岸保全区域
	災害関連法等の指定状況	洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域 ※3.0m以上
		内水氾濫想定区域
		土砂災害（特別）警戒区域〈急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり〉
		土砂災害危険箇所〈土石流危険渓流〉
		山地災害危険地区〈山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区〉
		宅地造成工事規制区域
		地すべり防止区域
		急傾斜地崩壊危険区域
	砂防指定地	
	自然環境保全関連法令等の指定状況	国立公園・国定公園及び都道府県立自然公園、都市公園
		鳥獣保護区域、特別保護区域、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、動植物保護地区、自然緑地保護地区
		国有林、保安林
		農業振興地域・農用地区域
姫路市景観計画における重点的に景観形成を図る区域		
巨樹・巨木林、植生自然度7以上の植生、保存樹		
物理的制約条件	土地の利用状況	周知の埋蔵文化財
		世界文化遺産
		国・県・市指定の文化財
	利用計画・開発計画の有無	水道水源の取水地点
		用途地域

※ 建設候補地に関する用地情報提供の受付の際は、一次選定項目への適否については、考慮いたしません。  
候補地募集リーフレットの「建設候補地の条件」をご参照ください。

#### (2) 候補地の抽出

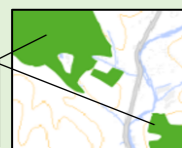
候補地の抽出は、以下の条件を基に行います。

候補地の抽出条件

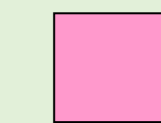
項目	内容
形状	極端に細長い土地でないこと（いびつでないこと。）。
面積	必要な面積を一団で確保できること。ただし、農地など、一団で面積が大きくなる場合は、できるだけ道路に近い場所で、おおよそ2ha（できるだけ矩形）での抽出とする。
地形	比較的勾配が緩やかであること。
土地利用関係	住宅、事業所がないこと。ただし、売地や未利用であることが明確な場合は除く。
位置関係	学校、病院、診療所、図書館、博物館又は社会福祉施設から計画地の境界線までの距離が200メートル以上離れていること。
	住宅、店舗から計画地の境界線までの距離が100メートル以上離れていること。
	収集運搬効率の観点から、本市の人口重心から10km以内であること。

●法的制約条件  
●物理的制約条件  
該当する地域を除外エリアとします。

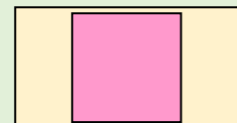
該当する  
⇒除外エリア



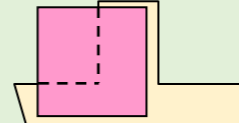
●候補地の抽出（形状・面積）  
概ね100m×100mの四角形が敷地内に配置できること。



100m×100m



配置が可能→適



配置が困難→不適

### 4. 二次選定

二次選定は、「立地条件」と「防災」の視点から評価項目を設定し、候補地の評価を行います。評価基準は、A（配点の100%を得点として付与）、B（配点の50%を得点として付与）、C（配点の0%を得点として付与：0点）の3段階評価とします。

二次選定における評価項目、配点、評価基準

評価の視点	評価項目	配点	評価基準		
			A	B	C
立地条件	用途地域	10	工業系	-	工業系以外
	現況における土地利用状況	10	利用されていない	-	利用されている
	市の将来的な利用計画や国・県の将来的な利用の見込みの有無	10	該当しない	-	該当する
	ユーティリティ（電気、上水道、下水道、ガス）の接続可能性	10	電気、上水道、下水道、ガスのうち、電気と上水道をともに含む3つ以上の接続が見込める	電気、上水道の接続は見込めるが、下水道とガスの接続に課題がある	電気、上水道の接続に課題がある
	搬入道路の整備の必要性	10	搬入道路の整備の必要がない	-	搬入道路の整備の必要がある
	施設建設に関する障害の有無	10	施設建設に関する障害も施設配置計画に影響を及ぼす要因もない	施設建設に関する障害か、施設配置計画に影響を及ぼす要因のどちらかがある	施設建設に関する障害と施設配置計画に影響を及ぼす要因のどちらもある
防災	活断層の有無	10	候補地内に活断層がない	-	候補地内に活断層がある
	家屋倒壊等氾濫想定区域	5	該当しない	-	該当する
	洪水浸水想定区域	5	該当しない	0.5m未満の洪水浸水想定区域に該当する	0.5～3.0m未満の洪水浸水想定区域に該当する
	津波浸水想定区域	5	該当しない	0.3m未満の津波浸水想定区域に該当する	0.3～3.0m未満の津波浸水想定区域に該当する
	高潮浸水想定区域	5	該当しない	0.5m未満の高潮浸水想定区域に該当する	0.5～3.0m未満の高潮浸水想定区域に該当する
	液化化危険度	10	PL値5以下	PL値5超～15以下	PL値15超

●用途地域  
用途地域が工業系となっている候補地を優先します。

工業系地域以外 ⇒ C評価

工業系地域 ⇒ A評価

●現況における土地利用状況  
現在利用されていない候補地を優先とします。

●洪水浸水想定区域  
災害の危険性が低い候補地を優先します。

該当する ⇒ B・C評価

該当なし ⇒ A評価

※二次選定は、各候補地の各評価項目における得点の合計を総合点として算出し、総合点が70点以上となった候補地を三次選定の対象とします。